

## 令和2年度長野県産品ブランド発信コンテンツ制作業務 仕様書

この仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が行う、令和2年度長野県産品ブランド発信コンテンツ制作業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和2年度長野県産品ブランド発信コンテンツ制作業務

### 2 目的

長野県産品マッチングサイトをはじめとする、営業局が保有・制作する各種媒体に活用できるコンテンツを作成・集積し、訴求力が高く効果的な情報発信を実施することにより、長野県産品のブランド力向上を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日(金)まで

### 4 業務内容

次のとおり。ただし、本業務を受託する者(以下「受託者」という。)は、本仕様書及び委託料の範囲内で自由に企画できるものとする。

#### (1) 取材対象のリストアップ

以下の取材想定品目のうち30事業者以上の取材対象のリストアップを行うこと。なお、1品目につき2～3事業者程度を想定すること。

#### 【取材想定品目(以下から10品目以上)】

- ・りんご(シナノリップ)・りんご加工品
- ・蕎麦
- ・米(風さやか、山恵錦等)
- ・ミネラルウォーター
- ・あんず、同加工品
- ・西洋野菜
- ・有機無農薬野菜
- ・夏秋いちご
- ・野沢菜
- ・御開帳関連商品
- ・シードル
- ・雪×野菜(雪中キャベツ、スノーキャロット、雪中りんご等)
- ・きのこ(令和元年度に3社取材済みのため、1社の取材を想定)

※取材想定品目は現在の想定で、今後変更となる可能性があります

#### (2) 取材の実施(ライター、カメラマンの手配含む。)

委託者と協議の上選定した事業者の取材を実施すること。なお、1事業者あたりの取材時間は2時間前後とし、1日あたり3事業者程度の取材を想定すること。

### (3) バイヤー向けコンテンツ作成

長野県産品マッチングサイト「しあわせ商談サイト NAGANO」への掲載を想定すること。

#### 【1 事業者あたりのコンテンツの目安】

- テキスト……………800～1,200 字
- 写真……………10 カット以上
- 動画……………編集した状態で 1～3分程度(動画については1品目につき1～2本とすること)

### (4) 一般消費者向けコンテンツ作成

銀座 NAGANO 月刊広報誌「つなぐ」への掲載を想定すること。

#### 【1 事業者あたりの目安】

- テキスト……………800～1,000 字(バイヤー向けテキストを消費者向けにリライト)
- 写真……………5カット以上(バイヤー向けから抜粋すること)

※ 銀座 NAGANO 月刊広報誌「つなぐ」のほか、長野県魅力発信ブログなど、営業本部及び関係部局で作成するウェブサイトやパンフレット等の各種ツールにも活用できるものとする。

### (5) 取材先との調整(校正依頼等)

## 3 成果品

### (1) 提出物

作成したコンテンツの電子データを提出すること

※USB メモリ等の電子媒体での提出とする

### (2) 提出先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部営業局(長野県庁5階)

### (3) 提出期限

別途委託者が定める期日までに提出すること

### (4) その他

業務の実施による成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること

## 4 業務等の報告

### (1) 事業実施計画書

受託者は事業実施計画書(任意様式)を契約日から 15 日以内に委託者へ提出すること。

### (2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合には、速やかに進捗状況を報告すること。

### (3) 委託業務完了報告書

受託者は、成果品として、委託業務完了報告書(任意様式)を令和3年3月 31 日(水)までに、紙媒体1部及び電子媒体により委託者へ提出すること。

## 5 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

### (1) 長野県財務規則及び諸規則

(2) 委託契約書

(3) その他関連法令及び通達

## 6 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 7 その他

(1) 業務の性質上他業者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することができる。ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。

(3) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を実施すること。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。

(5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

(6) 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。